

番号	受付日	質問事項	回答
1	令和8年4月24日	<p>(1) 実習中における実習生の事故の扱いについては、どのような対応を想定されているか。</p> <p>(2) 基本仕様書エ(イ)オンライン研修を実施する場合、オンライン実施の定員を設けることは可能か。</p> <p>(3) 講座参加者がやむを得ない理由等で遅刻した場合、概ね何分くらいまでが許容範囲とお考えか。</p>	<p>(1) 見学実習については、「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」(令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局成育環境課事務連絡)のシラバスに記載のとおり、「保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画等の書類、保護者対応の実際等について学ぶ。」ことを目的に実施するものであり、当該目的が達成されることを前提に、事故の発生リスクを極力抑えた方法による実施を御検討願います。</p> <p>その上で事故が発生した場合の取扱いについては、個々の状況に応じて、実習生及び実習先等と協議し決定いたします。</p> <p>(2) 「令和8年度宮城県子育て支援員研修業務企画提案に係る基本仕様書」4・(1)・イ記載の募集定員により実施願います。</p> <p>(3) 講座参加者が遅刻した場合は、原則として当該科目を修了したものと認められません。</p> <p>ただし、「子育て支援員研修事業実施要綱」5・ウ・(イ)において「受講者がやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等には、研修実施者は受講者に対して未履修科目のみを受講させることも可能とすること。」との記載があることから、個々の状況に応じて、当該未履修科目の補講等の実施を検討する場合があります。</p>